

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 31 年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適應した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】

- ・【1】平成 31 年度改組に向けて、前年度に検討した理学部及び工学部の新たなカリキュラムを実施するために必要となる「履修指導体制」、「PBL の実施体制（工学部）」の整備を含めた準備を行う。【66】再掲

2) クォーター制導入にあわせて平成 28 年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】

- ・【2】クォーター制導入にあわせて平成 28 年度から実施している共通教育カリキュラムについて、「基礎科目」や「教養科目」等のカリキュラム改善案を策定し、平成 31 年度の授業実施計画に反映させる。

3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を 90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を 80%以上にする。【3】

- ・【3-1】愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革 GP）の特別テーマとして『愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～』の習得を目指した学士課程教育の改善を設定し、カリキュラム改善に向けた FD (Faculty Development)、授業の開発や学習環境の整備を組織的に支援する。【9-1】再掲
- ・【3-2】学修効果を高める様々な方法を取り入れた授業の実践にあたり、これを支援する TA・SA がより効果的に役割を果たすことができるように、TA・SA 研修の資料や講習内容を改善する。
- ・【3-3】組織的な調査結果を授業の開発等に役立てるため、「データから考える愛大授業改善 Vol. 04」、「教育企画室 IR レポート」において、特に注目される学内外の取組を紹介する。
- ・【3-4】地域志向キャリア形成センターにおいて、平成 28 年度及び 29 年度、試行的に実施した企業アンケート「大学生の汎用的能力の習得に関する調査」の結果分析及び評価法再検討を踏まえ、調査を行う。

4) 四国地区 5 国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いた e-Learning で共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に 50 科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

- ・【4】愛媛大学の特徴ある教育・研究分野の中から、質の高い教養科目を e-Learning 科目として合計 11 科目開講（新規開講を含む）することで、四国地区 5 国立大学での 50 科目共同開講を達成する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 28 年度改組の農学研究科に 6 年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成 32 年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】

- ・【5】前年度に検討した大学院組織再編案を基に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定し、それに応じたカリキュラムを作成する。【62】再掲

2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

- ・【6】各研究科において、大学院組織の改組の方向性を見据えつつ、大学院博士後期課程におけるコースワークとリサーチワーク及び研究指導の問題点や課題の改善のため、副指導教員制度や成績判定方法・判定基準に関するルールの策定・修正を進める。

### (3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学 IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

- ・【7】昨年度実施した大学院博士課程学生対象の経済的支援に関する調査結果を踏まえ、学生支援についての質問項目を充実させるなど全学大学院修士課程修了予定者アンケートを改訂し、実施する。また、これまでに試行した全学大学院修士課程修了予定者アンケートの集計結果を元に、大学院学生の学習に影響を与える要因の分析結果を「教育企画室 IR レポート」を通じて全学的に共有する。

### (4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点として平成 31 年度まで認定済）を中心に、テニユア・トラック制度のための PD (Professional Development) プログラムを含む学内 FD (Faculty Development) 講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発している FD・SD (Staff Development) 講習について、本学教職員の受講者数を第 3 期中期目標期間中に延べ 13,000 人以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）【8】

- ・【8-1】受講者が研修の意義や自らの到達点を意識しながら受講できるよう、SD の定義の策定及び FD の定義の見直しを行うとともに、その定義に基づき、それぞれのプログラムの体系や研修内容の見直しを行う。
- ・【8-2】既存の FD プログラムの見直し及び新規 FD プログラムの開発を継続して行い、本学独自の学内 FD/SD プログラムの受講者数を平成 28 年度からの 3 年間の累計で 6,000 人以上とする。

2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部署の教職員との連携を図りながらカリキュラム改善に向けた FD を実施する。【9】

- ・【9-1】愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革 GP）の特別テーマとして「『愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～』の習得を目指した学士課程教育の改善」を設定し、カリキュラム改善に向けた FD、授業の開発や学習環境の整備を組織的に支援する。（【3-1】再掲）
- ・【9-2】「学生支援と危機管理（仮題）」をテーマとして年間 5 回程度の教育コーディネーター研修会を開催し、全学必修科目「社会力入門」、「こころと健康」等の内容改善の検討を行うなど、実践的な全学 FD 活動を推進する。

3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）を通して、第 3 期中期目標期間中に延べ 150 校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年 2 回の養成講座を開催し、学内外で延べ 300 人以上の修了者を輩出する。【10】

- ・【10】全国 30 校以上の大学等に教職員能力開発研修の講師を派遣する。また、SD 及び教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するプログラムを近畿圏で実施し、50 人以上の修了者を輩出する。

### (5) 学習支援・学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境（アクティブラーニング・ルーム等）を整備する。【11】

- ・【11】什器、音響機器、映像機器等の更新など、アクティブラーニング・スペースの学習環境整備を行う。また、学生のアンケート等で要望の多かった共通教育棟の改修についても、平成 28 年度に開始した工事を段階的かつ継続的に進める。

2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV）や愛媛大学リーダーズ・スクール（ELS）への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】

- ・【12-1】「大学間連携共同教育推進事業（UNGL）」の研修プログラムを連携校と協働して継続実施するとともに、UNGL で用いる学生能力開発の手法を ELS 及びその関連科目（主に平成 29 年度より新規開講の「ファシリテーションとリーダーシップ」）に援用し、リフレクションの手法を用いたリーダーシップ養成講義の充実を図る。

- ・【12-2】SCVなどの準正課教育プログラムについて、学生が学生に対して研修を行う体制の確立を支援するため、講師養成のための新たな研修を継続的に年2回実施する。
- ・【12-3】新入生セミナー等を利用して、学生に対して海外派遣の説明会を実施するとともに、学内講師養成を通して、海外派遣の事前指導の充実を図る。

3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面(事故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度の確立)とハード面(運動場整備やサークルボックス等の改修)で支援する。【13】

- ・【13】老朽化している施設の現状を調査し、安全面から緊急度の高い施設の修繕計画を策定する。

4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応(障がい学生の個々のニーズに合わせた支援)等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】

- ・【14】多様な学生で構成される学生代表者会議での審議等を踏まえ、障がい学生の個々のニーズにあわせた就学支援、就職支援を実施する。

## (6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

- ・【15】前年度に完全移行したインターネット出願において、出願情報の入力、検定料の決済、志願者情報の管理等、システム利用者の利便性向上のための機能を充実させる。また、必要に応じて、活動報告書等の書式を見直すなど、志願者に関する資料収集の方法を改善する。

2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール(SGH)・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】

- ・【16】高等学校における「課題研究」を取り上げた活動報告書に対して、ループリック等を含む多様な評価法を開発し、入試での活用を目指して試行する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター(GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハイインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【17】

- ・【17-1】学長、機構長及びセンター長の裁量的経費による研究費の一部傾斜配分を継続して行う。共同利用・共同研究拠点においては、拠点活動の中間成果の取り纏めを行うとともに、国際的な研究拠点としての機能を強化するために、国の事業をはじめ新しい大型科研費等への応募や研究プロジェクトの見直しを行う。また、共同研究数、ハイインパクトジャーナルへの掲載数を第2期中期目標期間後半より5%程度増とする。
- ・【17-2】プロテオサイエンスセンターにおいては、膜タンパク質を含んだヒトプロテインアレイの構築によりヒトタンパク質の全数合成を達成し、ヒト全タンパク質プロテインアレイを完成させ、ヒト膜プロテインアレイに最適化されたタンパク質相互作用解析システムを構築するとともに、既存薬を対象に、高度化タンパク質相互作用解析システムを用いた薬剤標的ならびに想定外の結合タンパク質のスクリーニングを行う。

2) 高圧関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の高圧関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高圧新物質創成分野を組織化する。(戦略性が高く意欲的な計画)【18】

- ・【18】超高圧材料科学RU(リサーチユニット)における成果を基盤として、学内関連研究者の組織化によるGRC内での新規学際部門(超高圧材料科学部門)を立ち上げるとともに、平成29年度までの6人に加え、新たに2人以上の人員を追加する。

3) 新たな先端研究, 地域におけるイノベーションの創出, 文理融合型学際研究, 基礎研究を応用に導く橋渡し研究, 地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため, バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに, 第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)  
【19】

- ・【19-1】既認定RUに対して, 研究活性化事業による経費支援を継続して行うとともに, 新規RUの募集を行い, 年度内に次年度発足RUを2件程度選定する。
- ・【19-2】認定期間(3年)が満了となるRUに対し事後評価を実施し, 次年度の継続あるいは終了等について決定する。そのうち, 認定期間が満了し, 本学にとって特筆すべき成果を上げた認められる取組については, 平成29年度に新設した制度(アドバンスドリサーチユニット制度)に基づき, 活動経費の一部を支援する。さらに, 第3期中期目標期間の後半に向け, これまでのRU全体の活動実績や学内への波及効果などを分析・検証し, 必要に応じてRU制度の改善を行う。

## (2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し, 設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに, 所属する教職員の研究支援能力向上のため, 設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し, 機器の共同利用件数を第2期中期目標期間より30%以上増加させる。【20】

- ・【20】共同利用機器のバージョンアップや再配置などを年間3件以上行うとともに, 機器利用を促進するための利用者向けの各種講習会や技術セミナーを年間60回以上開催する。更なる機器利用の利便性と利用率の向上を目的として, これまでの機器オンライン予約システム及び課金システムの運用について評価し, 必要に応じて改善する。以上の取組により, 機器の共同利用件数を第2期中期目標期間最終年度より10%以上増加させる。

2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに, 研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため, 研究費申請アドバイザーボード(仮称)の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ, 教員一人当たりの科学研究費助成事業, 共同研究, 受託研究等による外部資金獲得総数を第2期中期目標期間より3%以上増加させる。【21】

- ・【21-1】外部資金獲得実績に対する組織レベルの経費支援インセンティブ制度とともに, 外部資金の獲得実績等に応じた個人へのインセンティブ制度(報奨金制度)を実施する。また, アドバイザーの更新を継続的に行い, 研究コーディネーターとともに, 研究費申請書のブラッシュアップを行う。これらの外部資金獲得実績に対するインセンティブ制度及び研究費申請アドバイザーブラッシュアップ制度の効果について分析と検証を行い, 必要に応じて制度の改善を行う。
- ・【21-2】地域の自治体や企業との情報交換を実施し, 自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで, 県内における共同研究・受託研究等の実施数を50件以上とする。【30】再掲)

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 地(知)の拠点整備事業(COC事業)及び地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)を推進するため, 地域社会と連携した人材育成, 地域活性化を目的としたセンターを設置する。また, 平成26年度に設置した「地域共創コンソーシアム」(地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成)運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し, COC事業・COC+事業終了後も, その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。  
【22】

- ・【22】COC・COC+事業の知識・知見, 情報, ノウハウを地域人材育成・リカレント教育支援室で蓄積するとともに, COC・COC+事業終了後も継続して事業を実施するため, 同室の後継組織となる「COC人材育成・地域活性化センター」の設置準備委員会を設置し, 当該センターが保持すべき機能を検討する。

2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに10件以上の連携協定を締結する。(戦略性が高く意欲的な計画)【23】

- ・【23】 地域連携ネットワークを充実させるため、連携協定を締結していない愛媛県内の自治体・各種団体・企業・他大学と協定締結に向けた意見交換・調査等を行い、連携協定を2件程度締結する。

## (2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第3期中期目標期間末までに年間100以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第3期中期目標期間末までに50%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)【24】

- ・【24-1】 地域を教育の場としたフィールドワーク・インターンシップを含む科目・プログラムを全学で80以上開講する。
- ・【24-2】 COC+協議会の下に設置した地域志向キャリア形成センターにおいて、キャリアアドバイザー機能の充実と職業選択準備のために作成したe-Learningコンテンツの活用を推進し、就職活動の個別支援を充実させる。

2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。【25】

- ・【25】 共通教育科目及び専門教育科目にまたがる「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラムの受講生数、修得単位数等の調査と、学生アンケートを実施し、本プログラムに係る共通教育科目及び専門教育科目双方の授業内容やカリキュラムの充実に向けた改善を行う。

3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,500人以上の受講生を輩出する。【26】

- ・【26】 地域専門人材を育成するため、リカレント教育プログラムを開講し、年間250人以上の受講者を輩出する。

4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】

- ・【27】 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系教職員養成研修プログラムを開講する(ビデオ視聴を含む)とともに、テニユア育成教員を対象とした知的財産に関するプログラムも開講し、30人以上の受講者を輩出する。

5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

- ・【28】 医学科においては、平成31年度からの地域医療に関連するカリキュラムの充実に向けて、臨床実習期間の延長に向けた検討を継続する。看護学科では、平成29年度に開発した地域密着型の臨地実習プログラム「在宅生活支援実習」の評価・検証を行い、受講学生数の増加を図る。

## (3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 地域密着型研究センター(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等)において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【29】

- ・【29】 地域密着型研究センターを中心に、地域・社会の課題解決や地域の活性化に資する活動を、地域と教員と学生が協働して行い、人材を輩出する。また、新たな地域密着型研究センターの設

置準備委員会を設置し、当該センターを設置する地域や形態、保持すべき機能を検討する。

2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

- ・【30】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を55件以上とする。(【21-2】再掲)

#### (4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計240件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を12件以上創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)【31】

- ・【31】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業のニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における地域と連携した研究の実施数を35件以上とする。それとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を2件創出する。

2) 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動(Proof Of Concept等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

- ・【32】四国地区5国立大学連携で実施した「四国産学官連携イノベーション共同推進機構の構築事業」の成果を有効に活用し、四国地域から継続的に大学発のスタートアップ企業が輩出される環境整備に向けて、新たなファンドの創設やアントレプレナー人材の育成などに関する検討を行う。

#### (5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】

- ・【33-1】企業ニーズの把握とその解決のための研究者マッチングを行うなど、地元企業の技術開発を積極的に支援する。
- ・【33-2】連携協定の実質化を図るため、県をはじめとする自治体の各種委員会、協議会等へ積極的に参画し、地域課題解決等に向けた政策推進を支援する。

2) 図書館やミュージアム、COCサテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年100回以上主催し、教育研究成果を地域に発信する。【34】

- ・【34】多様なテーマのシンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を年間100回以上開催し、本学の教育研究成果を広く発信する。

### 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

#### (1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア6大学協働事業(SUIJI: Six University Initiative Japan Indonesia)による教育研究連携を発展させる。【35】

- ・【35】モザンビーク・サテライトに教員を派遣し、留学生の受入れ・派遣、協働教育・協働研究の支援を促進するとともに、自立化したSUIJI協働事業を実施するための組織の見直しを図る。

2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスマーケティング・プログラム(海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習)やインターンシップ等を促進する。【36】

- ・【36】学術交流協定校との連携を活用し、サービスマーケティング・プログラムを実施するとともに、文部科学省「留学生就職促進プログラム」を通じて、留学生の国内就職につながるインターンシッププログラムを実施する。

## (2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数（長期・短期）を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】
- ・【37】 文部科学省「留学生就職促進プログラム」により、地元企業・経済団体と連携した新規「キャリア教育」科目を開講する。また、前年度実施した短期受入プログラムの実績を踏まえ、対象国や受入人数の増加等により、プログラムを拡充させる。
- 2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数（長期・短期）を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】
- ・【38】 学生海外派遣プログラムの実績や実施後のアンケート結果を踏まえ、提出書類の簡素化及びウェブサイトを活用した周知方法等について制度を改善する。
- 3) 外国人教員等（外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員）の割合を全教員の10%以上にする。【39】
- ・【39】 グローバル人材育成事業に基づく愛媛大学外国派遣研究員制度を活用し、5人以上の教員に外国での教育研究を経験させる。

## (3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SDプログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】
- ・【40】 教職員国際化支援プログラムに基づく事務系職員海外派遣制度により、学術交流協定校等に3人以上の職員を派遣するとともに、プログラムの効果検証のため、学術交流協定校でのSD研修参加者にアンケート調査を実施する。
- 2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】
- ・【41】 学内の英文化された学内諸様式の全学的な共有を図るとともに、優先度の高い書式の英文化を推進する。また、地域の国際化推進事業に留学生を派遣する。

## 5 附属病院に関する目標を達成するための措置

### (1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】
- ・【42】 前年度に導入した広範囲検出器CTや3T高磁場MRIを活用し、3D画像診断及び機能画像診断(4D)に積極的に取り組む。また、先進医療・移植関連医療を継続して実施し、症例数の増加を図る。
- 2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5疾病6事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】
- ・【43-1】 愛媛県保健医療計画に基づく当院の活動実績及び5疾病6事業の取組に関する評価を実施する。その結果を受け、課題を明確にするとともに、それぞれの改善策を検討・実践する。また、総合診療サポートセンターが中心となり、地域連携、地域連携パスを活用するとともに、医療機関への積極的な訪問を行い、地域からの紹介と地域への逆紹介の推進に向けた連携を強化する。
  - ・【43-2】 愛媛県からの委託を受けて当院に配置した難病医療コーディネーターが中心となり、愛媛県内の医療機関等と難病患者の支援のためのネットワークを構築する。加えて、難病に関する相談窓口を総合診療サポートセンターに開設し、難病患者及びその家族の支援を実施する。
- 3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】
- ・【44】 新設の救急航空医療学講座と、救急医学講座が連携して、ドクターヘリ事業を行うとともに、愛媛県における救急医療の高度化と持続的な人材確保を目指し、人材育成に取り組む。

4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年10回以上実施する。【45】

- ・【45-1】全職員対象の医療安全教育（新規採用オリエンテーション、講演会、セミナー、救命救急講習会等）を年10回以上開催するとともに、専従化した医師 GRM（General Risk Manager）が中心となり、医療スタッフを対象とした研修会を企画するなど、更なる医療安全管理体制の充実を図る。
- ・【45-2】当院で導入・実証を続けてきた院内 RRS（Rapid Response System）について、不測の院内心停止の防止に効果的であると確認したため、本制度の重要性や要請基準を院内に周知・徹底するとともに、事例検討を通じた体制強化及び効果向上を図る。

## （2）医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】

- ・【46】質の高い医療人としての幅広い技能を修得させるため、専門研修希望者を対象とした研修に関する合同説明会を実施する。また、専門医の育成に向けた共通講習の実施について検討する。

2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通して、地域医療を充実させる。【47】

- ・【47】地域医療支援センターが中心となり、県、医師会、地域の医療機関等と連携協力して、医師不足の状況等を把握・分析しながら、地域医療奨学医師等の県内地域医療機関への配置による地域定着の支援に取り組み、キャリア形成を支援する。

## （3）医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

- ・【48-1】新たな橋渡し研究プロジェクトを立ち上げ、医療機器開発に繋がる企業との共同研究・受託研究を行い、産学連携研究を推進する。
- ・【48-2】東温市及び市内企業との連携を更に強化するため、とうおん健康医療創成事業において、ヘルスツーリズムの企画・実施や企業コーホート研究に取り組む。

## （4）病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

- ・【49-1】国際化推進センターが中心となり、韓国の江原大学や中国の大連医科大学等と学生の交流事業を実施し、国際的な医療人の育成を推進する。
- ・【49-2】JICA プロジェクト「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」を継続して実施し、モンゴル医科大学病院の医師等を受け入れ、研修を行うなど、医療レベルの向上に繋がる支援を行う。

## （5）経営の安定化に関する目標を達成するための措置

1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】

- ・【50】病院長の人事権限の拡充について、厚生労働省令の内容を踏まえ検討し、明確化を図る。また、他機関が実施する管理者研修等に、病院長を含む病院執行部が参加することで人材の育成を図り、院内のガバナンス強化に取り組む。

2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を10%以上増加させる。【51】

- ・【51】病院長のリーダーシップの下、病院長裁量経費を拡充し、戦略的な予算配分を実施する。また、手術室の利用率向上のために、手術枠の弾力的な運用を継続して行い、年間手術件数を平成27年度比6%以上増加させる。



3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を3%未満に維持する。【52】

- ・【52】光熱水料削減のために組織した節電隊による定期的な巡視等を実施し、省エネルギー対策を推進する。また、物品のリユースやペーパーレス化により、既定経費の削減を図り、一般管理費率3%未満を維持する。

#### (6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

職員の福利厚生の充実、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。【53】

- ・【53】多職種の委員で構成する職場勤務環境改善検討委員会（平成29年度設置）において、医療従事者等の勤務環境の改善を実施する。

### 6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域の教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究大会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】

- ・【54】『小中連携プログラム』の具体化に向けて前年度に計画を策定した「学校体験会」や「研究面における教職員交流」に関するモデル的取組を実践するとともに、附属学校園における研究課題の具現化に向けての取組を進め、地域教育委員会等の協力の下、それらを地域社会に発信する。また、その成果と課題について地域教育委員会等と協議する。

2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングやICT等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】

- ・【55】前年度に策定したアクティブラーニングやICT等を有効に活用できる教育実習計画に基づき、学部改組後に入学した学生への教育実習及び新設のインターン実習を実施し、学生アンケート及び附属学校園教職員アンケートによる意識調査等により、実施方法の成果と課題を把握する。

3) 附属5校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】

- ・【56-1】前年度に提起した大学と附属学校園間の教育・研究の組織的連携の整備及び取組状況についての成果と課題を踏まえ、組織的連携のための推進体制の改善案を策定し、実施する。
- ・【56-2】特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供を継続し、その効果を検証する。そのために学びのダイバーシティサポートチームとの連携の下、前年度提供した合理的配慮を本人や保護者と合意形成を図った上で継続することで、附属学校園の当該幼児・児童・生徒の学年が上がってもその効果が維持されるかどうかを検証する。

4) SGHの指定校である附属高校を中心として、大学及び海外の教育機関との連携協力を行い、国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

- ・【57】附属高校において、入学時における英語力到達度目標と入学前英語教育の在り方についての検討を行う。また、附属学校園において国際理解教育に関する研究・実践に着手する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため、教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに、IR機能等の組織の在り方を見直し、学長の補佐体制を強化する。【58】

- ・【58】広島大学、山口大学及び徳島大学とのコンソーシアムによるC-KPI (Common Key Performance Indicator) の運用を進めるとともに、学長の補佐体制の強化に繋げるために、学内でのC-KPIの活用法について具体的な検討を行う。

2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において、実質的な教員評価を実施するため、ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】

- ・【59】教育専任教員の人事にティーチング・ポートフォリオの活用を促進するとともに、全教員対象の自己点検評価の内容にティーチング・ポートフォリオの要素を盛り込むことを検討する。

- 3) 教員の流動性を高め、かつ優秀な人材の確保に繋げるため、評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて、人事・給与制度の弾力化を図り、承継ポストの10%を年俸制に移行するとともに、クロスアポイントメント制度を創設する。【60】
- ・【60】年俸制教員の比率10%を維持するとともに、クロスアポイントメント制度について各部署への周知に努め、制度の適用を進める。
- 4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため、管理職の10%以上の比率で女性を登用する。【61】
- ・【61】役員会構成員に女性教員を登用するとともに、女性管理職比率を9%以上にする。
- 5) 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、20%以上となるよう促進する。【83】
- ・【83】学長裁量ポイント等を活用して優秀な若手教員を採用する。

## (2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 平成28年度の法文学部の改組及び社会共創学部の設置を受け、平成32年度には、人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力、広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や、地域のファシリテーターとして、他領域の専門家と協働し、複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し、人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】
- ・【62】前年度に検討した大学院組織再編案を基に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定し、それに応じたカリキュラムを作成する。【5】再掲
- 2) 平成28年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を40%以上にするとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第3期中期目標期間中に80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成40年頃で終了するといった動向を踏まえ、第3期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【63】
- ・【63-1】「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」の報告書内容、学部の将来計画委員会の議論を踏まえ、将来的な見通しに基づいて、学部、大学院及び附属学校の組織や教育課程などの見直しを検討し、改革に向けた具体的作業を進める。
  - ・【63-2】「教員育成会議」を包含する「愛媛県教育委員会との連携協力会議」において集約した学部新カリキュラムに関する意見を基に新カリキュラムの改善点の検討を行う。さらに、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率の最終目標値の達成に向けて、教員志望意識の高い高校生が入学できるような入試のあり方を検討する。
- 3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成28年度の教育実践高度化専攻(教職大学院)の設置に引き続いて、第3期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第3期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率約60%、新設(予定)の教職大学院修了者の教員就職率約80%を確保する。【64】
- ・【64-1】平成32年度の大学院教育学研究科の改組に向けて、学部内に設置した将来計画委員会を中心に、教職大学院並びに既存修士課程の具体的組織改編内容を策定する。同時に、松山市教育研修センターとの連携を推進し、連携による本学教員の講座5件、リーダーシップコースの大学院生の関わる研修3件を実施する。
  - ・【64-2】平成28年度に設置した教職大学院修了予定者の教員就職率を80%以上とするために、昨年度に引き続き、①愛媛県総合教育センターとの共同開催事業である「えひめ教師塾」の拡充により養成と採用の連携深化を図るとともに、②松山市教育研修センターの研修への院生参加拡充によって教職志望をさらに強化し、③教職大学院エクステンション活動において教員採用試験の対策講座を充実させる。

4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第3期中期目標期間末には30%確保する。【65】

- ・【65】平成28年度に策定した「現場経験を有する教員の確保に関する申し合わせ」に基づき、学部教員の附属学校での教育への参画を継続するとともに、新規採用の人事を行う場合は、現場経験の有無を考慮するなどにより、現場経験を有する教員の比率を25%程度に引き上げる。

5) 平成28年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成31年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】

- ・【66】平成31年度改組に向けて、前年度に検討した理学部及び工学部の新たなカリキュラムを実施するために必要となる「履修指導体制」、「PBLの実施体制（工学部）」の整備を含めた準備を行う。（【1】再掲）

### (3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

職員の能力開発（SD）を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】

- ・【67-1】平成29年度から新たに実施した職員フォローアップ研修及びIR研修について、事例研究等を重視したプログラムを加える等の見直しを行うとともに、大学運営の高度化に対応できる職員の育成について検討する。
- ・【67-2】危機管理に関する教職協働型のSD研修を新たに実施する。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本学に対する寄附金を第3期中期目標期間末までに累計3億円とするとともに、新たな寄附講座を10件設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）【68】

- ・【68】企業訪問やクラウドファンディング等を継続的に実施する。また、前年度に企画した、企業等の挨拶廻り、募金強化月間、チャリティーオークションなどの基金募集プログラムを実施する。また、寄附講座設置に向けた活動を行う。

### (2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】

- ・【69】旅費業務の外部委託契約について見直しを行い、委託料の削減を行うとともに、前年度に把握したリサイクル状況を踏まえ、古紙リサイクルについて契約条件の見直しを行い、更なる経費削減を行う。また、照明のLED化、空調設備の更新等により光熱水料を節減する。

### (3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】

- ・【70】資産の有効活用を図るため、平成33年3月に廃止となる北吉井宿舎跡地について学内利用の検討を行うとともに、施設貸付の見直し等により貸付料の増収を図る。また、余裕資金については、引き続き金利情勢を見極め、キャッシュフロー見込みの精度向上により安全かつ効果的な資金運用を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

定期的実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部局の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】

- ・【71】前年度に整備した自己点検評価体制を活用し、自己点検評価に関して各部局が有する課題を共有し、対応策を検討する。

## (2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要とされる情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

- ・【72-1】学内の特色ある教育・研究をテーマとしたコラボセミナーを広報室と当該テーマの部署で協力して開催し、教職員、学生の当事者意識の醸成に加え、伝える側（当該テーマの部署）の意識啓発を行う。また、ウェブサイト、SNS を活用した学生による情報発信を行い、学生目線での学内情報を提供することで、インナーコミュニケーションを促進させる。
- ・【72-2】海外からのアクセスが増加しているという分析結果に基づき海外をターゲットにした映像コンテンツのプラットフォームを立ち上げる。また重要なステークホルダーである高校教員が必要としている情報に関するアンケート調査を実施する。
- ・【72-3】平成 31 年度に創立 70 周年を迎えるにあたって、本学の多彩な教育・研究、社会貢献活動を広く一般に発信するため、周年事業を全学的に企画・実施する体制を整え、各種記念事業を準備する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】

- ・【73】施設整備状況により、施設整備計画の見直しを行うとともに、前年度に策定した施設を効率的に維持管理するための営繕計画に基づく修繕及び維持管理を行う。

2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】

- ・【74】国の財政措置の状況等を踏まえ、整備状況により、平成 28 年度に策定したライフライン等の年次計画を見直し、ライフライン等の耐震対策・防災機能の強化整備を行う。

3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】

- ・【75】整備状況により年次計画を見直し、施設・設備の省エネルギー化を行うとともに、施設整備を行う。

4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部を設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

- ・【76】社会共創学部及び工学部におけるスペースの最適化の計画を見直すとともに、財政措置の状況等を踏まえ、老朽化・陳腐化した施設（工学部 2 号館）のリノベーションを開始する。

### (2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間 4 回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を 5 % 以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を 1 人以上とする。【77】

- ・【77】全教職員の 10% 以上が衛生管理者等の資格を有しているものの、部局等の偏在が大きいため、事務系職員を中心に、引き続き有資格者の増員を図るとともに、安全衛生に関する講演会等の実施、キャンパス内受動喫煙防止対策の推進等を行い、安全衛生管理体制の強化を図る。また、環境・省エネ巡視、環境講演会の実施、ISO に準拠した体制整備等を通じ環境管理体制の強化を図る。

2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】

- ・【78】危機対策本部の構成員の見直しなど、危機管理規程の改正を行うとともに、危機対策と平常時の危機管理機能を明確化し、危機管理マニュアルを見直す。

### (3) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じた e-Learning 教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】
- ・【79】 研究倫理教育及び理解度テスト等の研究倫理向上に資する取組を継続実施するほか、管理体制及び研究倫理教育教材の見直しを適時行い、必要に応じて体制等の整備を行う。また、前年度導入した理解度テストの実施に合わせて研究倫理教育履修確認書を e-Learning 化し、研究者の負担軽減及び事務の効率化を行う。
- 2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成 31 年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成 29 年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learning を活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】
- ・【80】 旅費業務の外部委託契約の見直しに併せて、現状の会計ルールについて見直しを行い、研究者等の負担軽減及び事務の効率化を行う。また、研究費等の不正使用防止のために研究者等の指導・相談を行う指導員を整備する。
- 3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】
- ・【81】 これまでの人権侵害防止体制での客観性及び公平性を担保しつつ、より迅速で機動的な対応を行うため、人権意識啓発のためのセンターを設置する。

### (4) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

- 学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learning を活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】
- ・【82】 情報倫理教育の多言語化版を作成するとともに、標的型メール攻撃対策機能及び振舞検知型不正通信対策機能を含めた次期情報基盤システムの導入に向けた仕様の検討等を行う。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

### Ⅶ 短期借入金の限度額

#### ○ 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

### Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

##### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 医学部及び附属病院の土地の一部（愛媛県東温市志津川字野中甲 393 番 7 外 7 筆 333.41 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 城北キャンパス（文京町 3 番地区）の土地の一部（愛媛県松山市文京町 3 番 1 729.70 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 城北キャンパス（文京町 2 番地区）の土地の一部（愛媛県松山市文京町 2 番 5 137.64 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 東温市の土地（愛媛県東温市志津川字中道甲 1303 番 12 190.75 m<sup>2</sup>）及び建物（軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 延床面積 101.68 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

##### 2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

### Ⅸ 剰余金の使途

#### ○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育・研究環境整備事業
- ・ 教育・研究の質の向上のための事業
- ・ 附属病院の診療体制充実等事業
- ・ 業務改善・組織運営充実等事業

に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(医病) 基幹・環境整備 (空気調和設備更新等)	総額	施設整備費補助金 (300)
・(城北) 総合研究棟改修 (工学系)	1,060	長期借入金 (506)
・病院特別医療機械設備		運営費交付金 (215)
・施設緊急対策営繕事業		(独) 大学改革支援・学位授与機
・農学部構内環境整備事業		構施設費交付金 (39)
・臨床検査迅速化プロジェクト		
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

#### 基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

#### (1) 教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

#### (2) 事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数 2,064人

また、任期付職員数の見込みを372人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 20,877百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 30 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,594
施設整備費補助金	300
補助金等収入	381
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	25,500
授業料, 入学金及び検定料収入	5,141
附属病院収入	19,799
財産処分収入	65
雑収入	494
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,199
引当金取崩	67
長期借入金収入	506
計	42,587
支出	
業務費	36,541
教育研究経費	17,049
診療経費	19,492
施設整備費	846
補助金等	381
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,199
長期借入金償還金	1,589
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	32
計	42,587

[人件費の見積り]

期間中総額 20,877 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち, 当年度当初予算額 12,380 百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 214 百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度当初予算額 2,689 百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 510 百万円



## 2. 収支計画

平成 30 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,988
經常費用	41,988
業務費	37,716
教育研究経費	4,206
診療経費	10,300
受託研究費等	1,113
役員人件費	110
教員人件費	12,089
職員人件費	9,897
一般管理費	771
財務費用	98
雑損	0
減価償却費	3,402
臨時損失	0
収入の部	42,282
經常収益	42,097
運営費交付金収益	11,807
授業料収益	4,778
入学金収益	664
検定料収益	145
附属病院収益	19,799
受託研究等収益	1,211
補助金等収益	245
寄附金収益	1,495
施設費収益	26
財務収益	7
雑益	745
資産見返運営費交付金等戻入	722
資産見返補助金等戻入	211
資産見返寄附金戻入	241
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	185
純利益	294
目的積立金取崩益	0
総利益	294

3. 資金計画

平成 30 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,949
業務活動による支出	38,109
投資活動による支出	2,294
財務活動による支出	2,185
翌年度への繰越金	5,361
資金収入	47,949
業務活動による収入	40,767
運営費交付金による収入	12,380
授業料, 入学金及び検定料による収入	5,141
附属病院収入	19,799
受託研究等収入	1,088
補助金等収入	381
寄附金収入	1,271
その他の収入	706
投資活動による収入	412
施設費による収入	339
その他の収入	72
財務活動による収入	506
前年度よりの繰越金	6,264

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

法文学部	人文社会学科（昼間主）	835人
	（夜間主）	290人
	総合政策学科（昼間主）（H28 募集停止）	280人
	（夜間主）（H28 募集停止）	80人
	人文学科（昼間主）（H28 募集停止）	125人
	（夜間主）（H28 募集停止）	70人
教育学部	学校教育教員養成課程	520人
	特別支援教育教員養成課程	80人
	総合人間形成課程（H28 募集停止）	60人
	スポーツ健康科学課程（H28 募集停止）	20人
	芸術文化課程（H28 募集停止）	20人
社会共創学部	産業マネジメント学科	210人
	産業イノベーション学科	75人
	環境デザイン学科	105人
	地域資源マネジメント学科	150人
理学部	数学科	200人
	物理学科	200人
	化学科	208人
	生物学科	172人
	地球科学科	120人
医学部	医学科	679人
	（うち、医師養成に係る分野）	679人
	看護学科	260人
工学部	機械工学科	360人
	電気電子工学科	320人
	環境建設工学科	360人
	機能材料工学科	280人
	応用化学科	360人
	情報工学科	320人
	学科共通（3年次編入）	20人
農学部	食料生産学科	215人
	生命機能学科	137人
	生物環境学科	168人
	生物資源学科（H28 募集停止）	180人
法文学研究科	総合法政策専攻	30人
	（うち、修士課程）	30人
	人文科学専攻	20人
	（うち、修士課程）	20人

教育学研究科	特別支援教育専攻	16人
	(うち、修士課程)	16人
	教科教育専攻	40人
	(うち、修士課程)	40人
	学校臨床心理専攻	18人
	(うち、修士課程)	18人
教育学研究科	教育実践高度化専攻	30人
	(うち、専門職学位課程)	30人
医学系研究科	看護学専攻	32人
	(うち、修士課程)	32人
	医学専攻	120人
医学系研究科	(うち、博士課程)	120人
	生産環境工学専攻	142人
理工学研究科	(うち、修士課程)	124人
	(うち、博士課程)	18人
	物質生命工学専攻	137人
	(うち、修士課程)	122人
	(うち、博士課程)	15人
	電子情報工学専攻	130人
	(うち、修士課程)	118人
	(うち、博士課程)	12人
	数理物質科学専攻	92人
	(うち、修士課程)	80人
	(うち、博士課程)	12人
	環境機能科学専攻	68人
(うち、修士課程)	56人	
(うち、博士課程)	12人	
農学研究科	食料生産学専攻	52人
	(うち、修士課程)	52人
	生命機能学専攻	46人
	(うち、修士課程)	46人
	生物環境学専攻	46人
(うち、修士課程)	46人	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	27人
	(うち、博士課程)	27人
	生物資源利用学専攻	12人
	(うち、博士課程)	12人
	生物環境保全学専攻	12人
(うち、博士課程)	12人	

教育学部附属小学校	576 人 学級数 18 クラス
教育学部附属中学校	448 人 学級数 12 クラス
教育学部附属特別支援学校	60 人 学級数 9 クラス
教育学部附属幼稚園	144 人 学級数 6 クラス
愛媛大学附属高等学校	360 人 学級数 9 クラス

年度計画（収支計画）における損益の不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院資産の減価償却費見込額、附属病院収入による資産計上見込額、借入金の元金償還見込額等に係る損益差額の発生によるものである。

詳細については下表のとおりである。

(単位：百万円)

損益差額事項	損益差額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,413
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△146
リース資産の減価償却見込額	△577
附属病院収入による資産計上見込額	344
間接経費収入による資産計上見込額	27
リース債務の支払元本	590
借入金の元金償還見込額	1,497
土地譲渡収入による費用支出見込額	△28
計	294